

駐車禁止の交通規制の対象から除外する車両に対する標章交付取扱要領の制定について（例規通達）

平成19年 9月28日

本部（交規）第55号

〔沿革〕 平成20年7月本部（交規）第36号、21年4月第26号、24年7月第31号、令和3年3月本部（警務）第19号、12月本部（交規）第62号、7年6月第41号、12月第63号改正

標章交付に関する事務の適正化及び斉一化を図るため、駐車禁止の交通規制の対象から除外する車両に対する標章交付取扱要領を別添のとおり制定し、平成19年9月30日から取り扱うこととしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「駐車禁止及び時間制限駐車区間の対象から除外する車両」に対する標章交付等の取扱い要領について（昭和60年2月15日付け本部（交規）第4号）は、廃止する。

別添

駐車禁止の交通規制の対象から除外する車両に対する標章交付取扱要領

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第2項及び新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号。以下「細則」という。）第7条の2第1項第11号又は第12号の規定に基づき、駐車禁止の交通規制の対象から除外する車両に対する標章交付の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 標章交付基準

1 細則第7条の2第1項第11号に規定する標章を掲出することにより、道路標識による駐車禁止の交通規制の対象から除外する車両は、次に掲げる車両をいうものとする。

(1) 緊急往診等で使用中の車両

医師の緊急往診、医師の指示を受けた保健師、看護師若しくは准看護師の緊急訪問介護又は助産師の緊急訪問助産等のため使用中のもの

(2) 訪問歯科健診事業使用中の車両

新潟県知事と新潟県歯科医師会会長との在宅要介護者等歯科保健推進事業の委託契約に基づき、新潟県歯科医師会から指定された歯科医師が訪問歯科健診事業のため使用中の車両（新潟市長と新潟市歯科医師会会長との障がい者要介護者歯科保健事業（訪問歯科健診診療事業）の委託契約に基づき、新潟市歯科医師会から指定された歯科医師が訪問歯科健診診療業務のため使用中の車両を含む。）

(3) 公害調査使用中の車両

環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく国又は地方公共団体が公害監視又は公害調査に使用中の車両（国又は地方公共団体から委託を受けている機関、団体等が使用する車両を含む。）

(4) 執行官強制執行使用中の車両

執行官法（昭和41年法律第111号）に基づく執行官が強制執行のため使用中の車

両

- (5) 徴税吏員滞納処分使用中の車両

地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく徴税吏員が滞納処分のため使用中の車両

- (6) 犬捕獲使用中の車両

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく犬の捕獲に使用中の車両

- (7) 通常郵便物集配使用中の車両

専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に基づく通常郵便物の集配のため使用中の車両

- (8) 緊急取材使用中の車両

報道機関の緊急取材のため使用中の車両

- (9) 患者輸送使用中の車両

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく患者輸送車として登録を受け、現に歩行困難な者の輸送のため使用中の車両

- (10) 車いす移動使用中の車両

道路運送車両法に基づく車いす移動車として登録を受け、現に歩行困難な者の輸送のため使用中の車両

- (11) 緊急修復工事使用中の車両

電気、ガス、水道、電信、電話又は鉄道の各事業について緊急修復を要する工事のため使用中の車両

- (12) 死者搬送使用中の車両

霊柩車等死者を搬送することを本来の目的として使用する車両で、当該用務に使用中のもの

- (13) 電波探査使用中の車両

総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第70号に規定する電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査のため使用中の車両

- (14) (1)から(13)までに掲げるもののほか、公益上やむを得ないと公安委員会が認める用務のために使用中のもの

2 細則第7条の2第1項第12号に規定する標章を掲出することにより、道路標識による駐車禁止の交通規制の対象から除外する車両は、歩行が困難であると認められる次に掲げる者が現に使用中の車両をいうものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、細則の別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障害の級別に該当する障害を有するもの

- (2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、細則の別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2に規定する重度障害の程度に該当する障害を有するもの

- (3) 新潟県療育手帳制度要綱（平成6年8月1日障第511号）又は新潟市療育手帳制度要綱（平成19年4月1日新障第1308号）に基づく療育手帳の交付を受けている者のうち、新潟県療育手帳制度実施要領（平成6年8月1日障第511号の2）第2の1又は新潟市療育手帳制度実施要領（平成19年4月1日新障第1308号の2）第3条第1号に規定する重度（A）の障害を有するもの
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級の障害を有するもの
- (5) 新潟県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱（平成17年4月1日健第56号。以下「新潟県実施要綱」という。）又は新潟市小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱（平成17年4月1日新保予第511号。以下「新潟市実施要綱」という。）に基づく小児慢性特定疾患医療受診券の交付を受けている者のうち、新潟県実施要綱別表1又は新潟市実施要綱別表1に規定する疾患の状態の程度が色素性乾皮症のもの（除外時間は、昼間（日出から日没までの時間をいう。）に限る。）
- (6) 細則第7条の2第12号への規定により、歩行が困難であると公安委員会が認めるものは、次に掲げるものとする。
 - ア 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者のうち二以上の下肢不自由の障害が重複する者で、個々の障害の程度が細則の別表1に規定する下肢不自由の級別に該当しないが、身体障害者手帳に記載された身体障害者等級表による等級が当該級別に該当するもの
 - イ 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者のうち二以上の障害が重複する者で、個々の障害の程度が細則の別表1に規定する障害の級別に該当しないが、歩行することが困難であると認めるもの

第3 標章の交付申請手続

1 申請者

申請者は、標章の交付を受けようとする者で次のものをいう。

- (1) 第2の1に掲げる車両を使用する者。ただし、これらの者が法人又は団体の場合はその代表者とする。
- (2) 第2の2に掲げる者で新潟県内に住所を有するもの。ただし、これらの者が未成年者、知的障害者又は精神障害者の場合は、原則として申請者の親権者、配偶者又は三親等以内の血族若しくは姻族を申請代理人とすることができる。

なお、申請代理人が申請する場合は、申請者との続柄が確認できるものにより確認すること。

2 申請の提出先

標章の申請は、細則第7条の2第2項の規定により、新潟県内のいずれかの警察署長を経由し、交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）に提出しなければならない。

なお、1の(1)に定める申請者の住所地が新潟県外の場合には、当該申請者は、申請の提出先等について交通規制課長と協議するものとする。

3 提出書類

(1) 申請書

細則別記様式第5の4とする。

(2) 申請書の提出部数

申請書の提出部数は、1通とする。

(3) 添付書類

申請書には、細則第7条の2第3項の規定により、次の書類を添付させなければならない。

ア 第2の1に掲げる車両に係る標章申請の場合

(ア) 当該車両に係る自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面（以下「自動車検査証等」という。）

(イ) 当該申請により交付を受けようとする標章の種別（申請理由）に応じて、それぞれ次の書類。ただし、(ア)の自動車検査証等で用務が疎明できる場合を除く。

a 第2の1の(1)の車両については、医師の緊急往診にあつては医師免許証の写し、医師の指示を受けた保健師、看護師若しくは准看護師の緊急訪問介護にあつては緊急時訪問看護体制届出書等の写し、助産師の緊急訪問助産等にあつては業務従事者届出書等の写し

b 第2の1の(2)から(8)まで、(11)及び(13)の車両については、用務等の証明書の写し（国、地方公共団体、公共機関、報道機関、歯科医師会等が発行したもの）

c 第2の1の(14)の車両については、公安委員会が認めた用務を行う者であることを疎明する書面（営業許可証の写し等）

d 委託を受けている場合は、委託契約書の写し

イ 第2の2に掲げる者に係る標章申請の場合

(ア) 当該申請により交付を受けようとする標章の種別（申請理由）に応じて、それぞれ次の書類

a 身体障害者手帳の写し

b 戦傷病者手帳の写し

c 療育手帳の写し

d 精神障害者保険福祉手帳の写し

e 小児慢性特定疾患医療受診券（色素性乾皮症のもの）の写し

(イ) 標章の交付を受けようとする者の住民票の写し（発行から3か月以内のもの）、運転免許証の写しその他の住所、氏名及び生年月日を確認するのに足りる書面の写し。ただし、標章の交付を受けようとする者が、添付する書類を自身で警察署の窓口へ提出する場合は、本人であることを証する書面の提示に代えることができる。

4 申請書の受理

警察署長（以下「署長」という。）は、申請書を受理した場合は、次の事項について慎重に点検を行い所定の内容を具備しているときは、申請書類を交通規制課長経

由で副申するものとする。

- (1) 申請者が第2の1又は第2の2に該当する申請者であるか。
- (2) 申請書は、所定の様式を使用しているか。
- (3) 申請書の記載事項は、充足しているか。
- (4) 当該申請に必要な添付書類が具備されているか。

第4 標章の交付手続等

1 標章の交付手続

標章は、次により交付するものとする。

- (1) 標章は、交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）において作成した後、駐車禁止除外指定車標章交付台帳（別記様式第1号。以下「交付台帳」という。）に登載の上、署長あてに送付すること。
- (2) 標章の送付を受けた署長は、駐車禁止除外指定車標章交付簿（別記様式第2号。以下「交付簿」という。）及び駐車禁止除外指定車標章交付確認簿（別記様式第2号の2。以下「交付確認簿」という。）に所要事項を記載すること。
- (3) 標章を交付するときは、交付確認簿の交付確認欄に交付を受ける者から受領印又は署名を徴し、処理のてん末を明らかにすること。
- (4) 標章の有効期間満了に伴い、継続申請による標章の交付は、既に交付してある標章を返納させた後に行い、返納した標章は、第8の(1)に準じて交通規制課長へ送付すること。

2 標章の再交付手続

細則第7条の2第7項に規定する標章の再交付申請手続は、次により行うものとする。

- (1) 再交付の申請は、除外標章再交付申請書（細則別記様式第5の5）のほか、当該標章を提出して行うものとする。ただし、当該標章を亡失し、又は滅失した場合にあっては、当該標章を提出することを要しない。
- (2) 署長は、当該標章の交付を受けた者から再交付申請を受理したときは、第3の4に準じて、申請書類を交通規制課長経由で副申すること。

第5 標章の記載事項変更手続

細則第7条の2第8項に規定する標章の記載事項変更手続は、次により行うものとする。

- (1) 署長は、当該標章の交付を受けた者から標章の記載事項変更の届出を受理したときは、除外標章記載事項変更届（細則別記様式第5の6）のほか、記載事項の変更を証する書面の写しを添えて交通規制課長経由で副申すること。
- (2) 交通規制課長は、当該標章の変更に係る記載事項を二重線で訂正し、当該部分に公安委員会印を押印の上、当該標章を署長あてに送付するものとする。
- (3) 標章の送付を受けた署長は、交付簿及び交付確認簿に所要事項を記載すること。
- (4) 標章を交付するときは、交付確認簿の交付確認欄に交付を受ける者から受領印又は署名を徴し、処理のてん末を明らかにすること。
- (5) 有効期限の変更はしないこと。

第6 標章の有効期限

標章の有効期限は、発行日から起算して3年とし、継続する場合は、有効期限満了の1か月前までに申請させること。

第7 標章の返納手続

1 対象事案の報告

細則第7条の2第1項第11号又は第12号に規定する標章の交付を受けた者が、同条第6項各号のいずれかに違反したと認めた署長（以下「管轄署長」という。）は、駐車禁止除外指定車標章返納命令該当事案発生報告書（別記様式第2号の3）により公安委員会に報告（交通規制課長経由）しなければならない。

2 返納命令の手続

細則第7条の2第9項に規定する標章の返納命令手続は、次により行うものとする。

(1) 交通規制課長は、標章の交付を受けた者が細則第7条の2第6項に規定する次に掲げる事項に違反した場合において、当該標章の返納命令をしようとするときは、違反した者に対して、管轄署長を経由して駐車禁止除外指定車標章返納命令書（別記様式第3号）を交付するとともに、違反の状態を明らかにした報告書を作成して、当該返納命令をした理由を明らかにしておくこと。

ア 現場において警察官又は交通巡視員の指示があった場合は、これに従うこと。

イ 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。

ウ 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと（当該交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。）。

(2) 返納命令による標章の返納は、駐車禁止除外指定車標章返納届（別記様式第4号。以下「返納届」という。）により県内のいずれかの署長へ返納させ、返納を受理した署長は、速やかに当該返納届及び当該標章を交通規制課長へ送付すること。

第8 標章の返納

署長は、標章の交付を受けた者が次のいずれかに該当することとなったときは、返納届により県内のいずれかの署長へ返納させるものとし、返納を受理した署長は、速やかに当該返納届及び当該標章（(3)の場合にあっては、発見し、又は回復した標章）を交通規制課長へ送付すること。

(1) 標章の有効期限が経過したとき。

(2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。

(3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

第9 交付台帳等の保存

交付台帳、交付簿及び交付確認簿は暦年ごとに備え付け、申請書は標章を交付した順につづり、3年間保存すること。